

## 茨城工業高等専門学校ティーチング・アシスタント制度実施要項

平成17年7月20日  
制 定

(趣旨)

- 1 この要項は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の専攻科に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせることにより、本校教育の充実を図るため必要な事項を定めるものとする。

(名称)

- 2 前項の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

(職務内容)

- 3 TAは、授業科目を担当する教員（以下「科目担当教員」という。）の指示に従い、本科の学生に対する実験、実習、演習等の教育補助業務に従事する。

(応募資格)

- 4 TAに応募できる者は、原則として専攻科第2学年に在学する学生とする。

(選考基準)

- 5 TAの選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該授業科目の補助ができる専門的な資質及び能力を備えている者
- (2) TAの業務に従事することにより、TA本人の専攻科における学習に役立つことが見込まれる者

(実施計画書の提出)

- 6 TAの雇用を必要とする各系長及び各部長（以下「系長等」という。）は、所定の様式によるティーチング・アシスタント実施計画書（以下「実施計画書」という。）に必要事項を記入の上、TAの雇用を希望する年度の前年度の2月末までに副校長（専攻科長）に提出するものとする。

(募集及び選考)

- 7 副校長（専攻科長）は、前項の実施計画書の内容が適当であると認めたときは、専攻科の学生の中からTA候補者を公募し、第5項の規定に基づき選考するものとする。

(雇用期間)

- 8 TAの雇用期間は、当該事業年度の範囲内とする。

(配慮義務)

- 9 TAが教育補助業務を行うときは、当該学生が受ける授業等に支障が生じないように配慮するものとする。

(報告書の提出)

- 10 系長等は、当該年度のTAによる教育補助業務の実施状況について、毎年度末までに所定の様式によるティーチング・アシスタント実施報告書を取りまとめの上、副校長（専攻科長）に提出するものとする。

(オリエンテーション等)

- 1 1 科目担当教員は、T Aに対し、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行うとともに、継続的かつ適切な指導・助言を行う等その円滑な遂行に努めるものとする。

(雑則)

- 1 2 この要項に定めるもののほか、T Aの雇用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年11月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年3月9日から施行する。